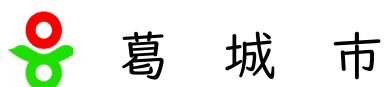


葛城市における女性職員の活躍の  
推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月制定

令和 3 年 3 月変更

令和 5 年 7 月変更



## 葛城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和5年7月31日

葛城市長  
葛城市議会議長  
葛城市農業委員会  
葛城市選挙管理委員会  
葛城市代表監査委員  
葛城市公平委員会  
葛城市上下水道事業管理者  
葛城市教育委員会

葛城市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」とします。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」とします。）第19条に基づき、葛城市長、葛城市議会議長、葛城市農業委員会、葛城市選挙管理委員会、葛城市代表監査委員、葛城市公平委員会、葛城市上下水道事業管理者、葛城市教育委員会が策定する特定事業主行動計画です。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までとします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、市長部局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、上下水道事業部局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、市長部局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、上下水道事業部局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各部局の共通した目標として、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

### 数値目標

- ①令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成31年度の実績（27.6%）より引き上げ、30%以上にします。
- ②令和7年度までに、育児や介護の制度が利用可能な男性職員の各種両立支援制度（育児休業、育児短時間勤務、部分休業、配偶者出産休暇、看護休暇、介護休暇等）の取得者数を増やし、男性職員の育児休業取得率を50%以上にします。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

2. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向けて、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、市長部局、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、上下水道事業部局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、各部局の共通した取組として、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

#### 取組内容

①女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、男女双方の職員の働き方や役割分担に対する意識の改革を図ります。

②育児や介護等の各種両立支援制度に関する情報を電子掲示板に常時掲載し、定期的に啓発を行います。また、出産や介護を要することがわかったら速やかに所属長に申し出るよう周知するとともに、申出のあった職員に対しては、各種両立支援制度の趣旨や内容、男性でも取得できること、休業期間中の給与等について説明と助言を行います。また、休業中の代替職員の配置など、人事面においても配慮を行います。